

平成29年第4回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月20日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成29年6月20日	午前10時00分
	散 会	平成29年6月20日	午後2時45分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

1 番	真 部 卓 也	2 番	崎 浜 秀 昭
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	平安山 良 信	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

6月20日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第3号	平成28年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告)
6	報告第4号	専決処分の報告について（本部町フクギ集落内散策路整備工事） (報告)
7	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例の一部を改正する条例） (議案説明・審議・採決)
8	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） (議案説明・審議・採決)
9	議案第28号	本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
10	議案第29号	工事請負契約の締結について（八重岳線親水性護岸整備工事） (議案説明・審議・採決)
11	議案第30号	本部町指定金融機関の指定について (議案説明・審議・採決)
12	議案第31号	学校管理下における事故に伴う示談について (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第32号	平成29年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
14	議案第33号	本部町教育委員会委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)

○ 議長 石川博己 ただいまから平成29年第4回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 真部卓也議員及び2番 崎浜秀昭議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの3日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきたいと思っております。

4月28日、平成29年度沖縄振興拡大会議がございました。それは沖縄県市町村自治会館で、翁長雄志県知事ほか各部局長、41市町村長並びに議会議長、そしてその中で討議をされた内容が子供の学びと育ちの支援について。そして国民健康保険財政への繰り入れについてということでございます。資料につきましては、事務局のほうに保管をしておりますので、どうぞ必要な方は目を通していただきたいと思います。そしてまた、同日、本部町警察署署長・署員歓迎会がございました。それにつきましては、崎浜秀進副議長が参加をされております。

5月19日、平成29年度本部町文化協会定期総会懇親会がございまして、それには総務文教常任委員長、喜納政樹議員が参加をさせていただいております。なお、議長、副議長につきましてはほかの日程が入っております。商工会の通常総会とかで参加できませんでしたので、担当委員長に参加をお願いしております。

それから30日、31日と東京で平成29年度町村議会議長・副議長研修会がございました。そのときに31日、平成29年度沖縄県飲食業生活衛生同業組合通常総会がございまして、それにつきましては、産業建設常任委員長、座間味栄純議員が参加をしております。なお、議長・副議長研修会につきましては、東京都中野サンプラザにおきまして、これからの町村議会を考えるをメインテーマに大震災における自治体と議会の使命、それと議長、副議長のあり方等、そういう内容で研修を行っております。なお、沖縄県からの参加は議長19名、副議長20名、その他局長6名ということでございます。その件につきましても、事務局のほうで資料は保管をさせていただいておりますので、どうぞ一読ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。失礼しました、あと1点。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に

お配りしましたとおり提出されています。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。平成29年3月1日から同年5月31日までの3カ月間の主な行政報告をいたします。お手元の資料をご参照ください。

まず3月1日、北部地域における基幹病院整備の実施本部会議を開催しております。既に皆さんもご承知かと思いますが、いわゆる北部基幹病院といいますのは、県立北部病院と医師会病院を統合再編して新設すると。その目的でございますが、500ベッド前後のいわゆる中核病院をぜひ北部に設立してほしいということでございまして、会議、その本部長には私が推進会議、北部地域基幹病院推進会議という会議を組織しまして、会長に私が就任しまして、この間、その基幹病院の整備について取り組んでいるところでございます。また後ほど、その件につきましては少し説明をしたいと思います。

同月8日でございますが、本部町議会議員選挙当選証書付与式がございまして出席しております。皆さんご案内のとおりでありまして、半数の方が今回新しく議員に当選されまして、非常に大幅な議員の入れかえがございまして、きょう6月定例会ということになってございます。

同日、町内の校長会、教頭会の合同送別会ということで、退職者、離任者を含めて6名の方がおりまして、定年がお二人ということで、非常に本部町のために教育関係頑張ってくださいまして、送別会、激励会ということで出席をいたしました。

次、24日、先ほどの基幹病院の関係ですが、北部の住民総決起大会ということで参加された方もいらっしゃるかもしれませんが、北部12市町村3,200名前後が出席をいたしまして、新聞にも大きく取り上げられたところでもあります。伊是名、伊平屋につきましては、モニターで現地参加ということで、そういう取り組みもしております、北部12市町村が一体となって基幹病院の整備について取り組んでいこうということで意見が集約をされております。せっかくの機会ですので、主な骨子を申し上げますと6点ばかりありますが、500病床の機能集約型病院ということであります。2つ目に、多様な病気に対応できる病院ということであります。3つ目に、専門医から研修医まで含めて勤務できるような病院ということであります。4つ目に、安心して産み育てることができる病院ということであります。次にドクターヘリの機能を有する救急救命病院の、いわゆるそういう病院にしてほしいということであります。次に離島僻地診療所への医師派遣等が迅速にできる病院であってほしいと。次に災害発生時の対応ができる病院ということが主な、いわゆる基幹病院の姿、形、そういうような姿、形の病院にぜひ設立してほしい、取り組んでほしいというようなことございまして、これは県の責任あるいは私ども地域住民の果たす役割等も含めた、いわゆるやんばるの住民の総意でもってこういった病院をぜひつくっていかねば、将来のやんばるの医療の確保は難しいだろうというようなことでもあります。以上に大体とどめておきますが、その500ベッドというのが一番機動性だとか、例えばそういう診療科目もベテランの先生、中堅の先生、それから初任、研修生、ピラミッド型の一番いいような体制づくり、基本

的に500ベッドが理想だといわれております。ぜひそういう病院をつくらないと将来の北部の発展はないだろうということでございます。以上にとどめておきますが、何か機会がありましたら、またお話する機会があるかと思っております。

次に31日、これは定期でございますが、公務員の宿命であります退職者等の辞令交付をしております。消防組合、役場職員、ちなみに消防組合が3名、役場職員が3名、6名の方が定年で退職をされております。

続きまして、4月3日、これまた新たに新採用ということで、新人がことし2名採用しております。その2名が今回、たまたまといいますか、町内出身の非常に若くて、優秀な方が採用できまして、合格しまして、大変喜んでいところであります。瀬底出身の方と伊豆味出身の方でございます。定期の人事異動もございまして、対象者は38名でございました。

4月18日、北部地域における基幹病院整備における推進会議、その24日の総決起大会を受けまして、実は私は欠席でしたが、27日に県知事、県議会議長、琉大学長、琉大附属病院の院長にも代表、稲嶺市長、小渡議会議長、ほかの関係者が要請を行っておりまして、その結果とまた総決起大会の結果、その後の進捗についての推進会議での報告等を行っております。ちなみに、実施本部の組織ですが、北部市町村会あるいは議長会、北部振興会、婦人会だとか北部老人クラブ、公立、名桜大学まで含めて、15団体が加盟をしております。

次に4月28日、県民の警察官表彰式がございまして、本部地区から運天の駐在所の方でしたか、表彰されております。

あと議長からもありました振興拡大会議、中身については議長からありましたので省きます。

5月1日、北部国道事務所と意見交換会ということで、これにつきましては、皆さんご承知かもしれませんが、高速道路の許田インターから接続の部分がまだうまくいっていないということで、今羽地のほうから、伊差川のほうからトンネルを掘り込んで進めておりますが、空白地帯があって、許田の道の駅を中心とした、高速からおりた地点が首根っこのところ、そこがまだ採択もされていないということ等がありまして、その早期実現に向けての、いわゆる国道事務所の所長との調整であります。

その調整等も受けまして、11日に総決起大会をしたところであります。それは離島架橋も含めての話、離島架橋というのはご案内のとおり、伊是名、伊平屋村の離島の架橋とあわせて、先ほど申し上げました名護東道路と正式には申し上げますが、その早期実現のための総決起大会、関係者約150名の出席のもと開催をしております。それを受けまして、次にありますが、国のほうへの要請も済ませたところであります。

16日には、総合事務局の開発建設部との行政懇談会ということで、国のいわゆるハードの部分の建設関係の次長を初め、トップの方々との北部12市町村長を含めた懇談会の開催をしております。

続きまして、5月17日、これは本部警察署で行われましたが、安全なまちづくりの部分と交通安全対策の部分、両方で本部警察署が本部長あるいは交通安全協会の会長からの表彰を受けてお

ります。ちなみに、交通安全は2年以上死亡事故ゼロが継続中でありまして、沖縄では本部町が今一番、死亡事故ゼロが長期にわたって継続しているところであります。

5月22日、本部町育英会の理事会ということで、大きな行事ではないんですが、ぜひお知らせしておきたいのは、今いろいろと子供の貧困等からなかなか学生の大学進学が非常に厳しいんだというお話がありますが、我が町内では少し残念というか、何というか、2人の育英資金、奨学金の申請が2人、何か一番少なかったんじゃないかと非常に寂しい気がしまして、それは私どものほうのピーアールというか、そういう制度があるよということのピーアールも不足しているのかと思うんですが、今回は2人でございまして、まだ受付もしておりますので、ぜひ皆さん対象者がおりましたら、お声がけをいただければと思っております。

あと28日に、先ほど申し上げました要請活動の中で鶴保大臣だとか、あるいはまた国土交通省の道路局長、政務官と面談をしまして、まず鶴保大臣には北振事業のこれまでのお礼と早目の採択についてのお願いと今後の北振事業の継続等につきましても、要請、夕方は12市町村長全員との懇談会も開催をしております。失礼しました。これはですね、6月に入ってから話でありました、6月6日でしたかな、ごめんなさい。28日は、大臣がお見えになって万国津梁館で懇談会をして、中身はやや一緒でございますが、大臣が視察で北部に見えたものですから、懇談会を開催して、先ほど申し上げました内容をお願いしてあります。これはたまたま大臣は国頭村へ行ったり、今帰仁村へ行ったり、本部町にも見えて、クルーズ船バースの関係で本部港を視察しております。そのときには議長を初め、議員も4名の方にいらしていただきまして、この場をかりて感謝を申し上げたいと思っております。大変失礼しました。

この間、3月10日から2週間ほど療養をさせていただきまして、その間、皆様には大変ご迷惑、それから職員にも大変お世話になりまして、この場をかりてお礼を申し上げまして行政報告とさせていただきます。

○ **議長 石川博己** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第3号 平成28年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 平成29年第4回本部町議会定例会におきまして、2件の報告と8件の議案を提出してございます。その内訳といたしましては、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、専決処分の報告が1件、専決処分の承認を求める議案が2件、条例の一部改正議案が1件、一般会計補正予算議案が1件など、外4件の議案を提出してございます。説明に当たりましては、副町長ほか担当課長に説明をさせますので、なにとぞご審議のほど賜りますようよろしくお願いをいたします。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 報告第3号でございます。事前に、議案つづりでお配りしている、横つづりのものでございます。

報告第3号 平成28年度本部町一般会計繰入金明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成28年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

開けまして1ページ目、こちらが繰り越す事業とその財源内訳でございます。説明は、また開けまして2ページ目の資料のほうで説明いたします。今回、平成28年度から29年度に14の事業を繰り越しております。左側が事業名、真ん中が金額となっております、括弧書きは全体の事業費、その下段、括弧なしが今回繰り越す金額となっております。それでは事業ごとに説明いたします。

個人番号カード交付事業、こちらは103万9,000円繰り越しますが、個人番号カードの交付につきましては、地方公共団体情報システム機構に事業を全市町村が委任しております。カードの発行状況に応じまして事業費が決定することになっておりまして、実績の通知に基づきまして、今回、事業費の2割ほどを繰り越しております。平成30年3月に完了の予定でございます。

続きまして、臨時福祉給付金事業7,922万5,000円、こちらは昨年10月に成立いたしました国の補正予算の経済対策分として成立した事業でございます、非課税世帯、1人当たり1万5,000円を給付する事業であります。本町は、平成29年3月に交付決定となったため、時間的余裕がなく繰り越しております。現在、対象者見込みの8割ほどの支給が既に終わっております。今年度いっぱい、支給を行う予定でございます、事業完了が平成30年3月末でございます。

続きまして、地域介護・福祉空間整備事業222万2,000円、全額繰り越してございますが、こちらは町内の有料老人ホームへの火災時の屋内スプリンクラーの整備の補助事業であります。平成29年の3月に交付決定となったため、事業期間が短く繰り越しております。現在、工事中でありまして、来月、7月で完了予定でございます。

続きまして、赤土流出防止検討調査事業、こちら全額繰り越しまして678万6,000円、こちらは一括交付金事業でございます。字東の長田川への赤土流出防止検討調査事業でございますが、管理用道路の用地交渉が不調であったため、路線変更を行いました。そのために繰り越しております。磁気探査終了後に工事に着手する計画でございます、こちら済みません、資料では9月となっておりますが、10月の完了予定でございます。済みません、訂正よろしく願いいたします。

続きまして、畜産・酪農収益力強化整備等対策事業、こちらは国のTPP対策事業でございます。TPP対策事業を活用しまして、牛舎などの整備を行う事業でございます。平成29年1月に交付決定となったため、事業期間が短く繰り越しております。北部地区肉用牛振興対策協議会に補助を行っておりますが、現在、資材の発注まで進んでおります。ことし10月の完了予定でございます。辺名地かんがい施設整備事業648万円の繰り越してございます。こちらは辺名地地区にかんがい施設を整備する事業でございますが、今回、繰り越す分は基本設計の分でございます。設計の段階で受益地の選定等に不測の日数を要したため繰り越しております。現在は、基本設計の最終段階に入っておりまして、ことし8月完了予定でございます。

続きまして、もずく種苗供給施設改修事業225万円、全額繰り越しでございます。こちらは健堅の浜崎漁港内にありますもずく種苗供給施設の改修事業の費用でございます。もずく種苗の使用期間の関係上、現場着手が年度末になったことから繰り越しております。現在、基礎の水槽の解体を終えたところでありまして、新たな水槽を整備しているところでありまして、ことし11月の完了予定でございます。

続きまして、沖縄北部地域水産業生産基盤機能強化事業、これは北部振興策事業でございます。その事業を活用しまして、渡久地港に整備を進めています荷捌き施設製氷施設の整備事業です。平成29年3月に交付決定となったため、事業期間が短く繰り越しております。現在、基礎杭を打っているところでありまして、ことし11月の完了予定でございます。

続きまして、八重岳観光拠点整備事業、その下、健堅本部落線道路改良事業、その下、石川謝花線道路改築事業、3事業ともに整備を進めているところでありまして、地権者との調整などに、用地取得に不測の日数も要したため繰り越しております。八重岳拠点整備事業は現在、仮契約が終了しておりまして、今議会の議案第29号において契約締結の案件を提案しております。平成30年2月の完了予定でございます。健堅本部落線につきましては、工事は全て完了しております。補償費の支払いと土地購入の支払いが残っているところございまして、平成30年2月まで全ての支払いを完了する予定でございます。石川謝花線につきましては、現在、橋の部分を工事中でありまして、平成30年3月に完了予定でございます。

伊野波本線道路改修事業2億565万4,000円の繰り越しでございますが、こちらは仮設用道路の借り上げ交渉に不測の日数を要したため繰り越しております。現在は、主にP1橋脚、橋の真ん中の橋脚でございますが、そちらを工事中でございます。平成30年3月完了予定でございます。

瀬底小学校校舎等改築事業3,402万円、こちらは瀬底小学校の校舎改築に係る基本設計と実施設計の事業分でございます。関係者との調整に不測の日数を要したため繰り越しております。基本設計は既に終了しておりまして、実施設計は最終段階に入っております。ことし8月に設計部分は完了する予定でございます。ちなみに、校舎外構など、全て瀬底小学校関係の工事が完了するのは来年度、平成30年度末を見込んでおります。

最後、文化複合施設整備計画策定事業926万1,000円の繰り越しでございます。こちらは北部振興の事業を活用しまして、中央公民館、町立図書館を建てかえまして、文化複合施設を整備する計画を現在策定の最中ございまして、今年度に北振の事業採択を目指しております。事業採択のため、施設整備の計画の見直し等による策定期間の延長が必要でありますので、策定を受けるまでの期間、ことし9月までの完了を予定しております。以上です。

- 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 それでは、1点だけお伺いします。

繰越額が前年度より4億5,000万円ほどふえておりますが、これは説明を聞きまして、北部地域水産業生産基盤機能強化事業の約5億8,000万円がそのまま繰り越しになっているので、それには納得しましたが、この説明の中で去年もそうだったんですが、用地買収の部分、今回は地権

者との調整などにより、工事用用地借り上げの交渉の不測の日数や管理用道路の用地交渉が不調だったということで、約5件ありますが、これは前々からの、昔から各議員の皆さんに指摘もあったと思うんですが、現在の建設課の体制というか、それはどういうものになっているのか。それで今後これがちゃんとやっていけるのかというのを課長説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

前から用地関係のことで職員をふやせないかということで、いろいろ議員からの指摘もありました。平成29年4月から臨時的職員採用という形で、今1名、あと職員1名、2名で今用地交渉をしている状況であります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 4月より1名職員の採用があったと。これがあと臨時職員の2名体制ということですが、そこら辺少しもう1回説明していただきたいのと、あともう1点、先ほど総務課長の説明の中で、健堅本部落線の中で工事は終了しましたが、用地の取得関係がまだだったというようなニュアンスに聞こえたので、そこら辺をもう少し詳しく説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1点目の職員体制について私のほうから説明いたします。

12番、喜納議員にご説明いたします。用地担当、昨年までは1名で行っておりました、本務1名。必要に応じて建設課職員、あるいは建設課で配置されています臨時職員が同行していくという体制をとっておりましたが、ことし4月からは新たな制度を議会のほうに条例を提案しまして、任期付き職員という制度を今年4月1日から採用しております。例えば1年とか3年とか任期がつくんですが、処遇は職員と同じ処遇になります。決裁権、権限、全て職員と同じ権限になりまして、その職員を1名この用地担当、県のほうでも用地の仕事をしておりまして、その職員を任期付き職員ということで1名配属しまして、現在、用地関係を本務が2名体制でございます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

健堅本部落線道路改築事業の工事は完了したけれども、補償用地がという話がありましたけれども、健堅本部落線自体継続事業でありまして、工事完了した箇所については用地買収が終わっております。平成31年までの事業でありまして、用地も常時買収しながら事業を進めている段階であります。あと、物件補償、今回その補償がありまして、前払い金は支払いが終わっております。建物がまだ残っている状況で、引っ越しがまだ完了していませんので、新しい家もまだ完了していないので、これができ上がった後に補償分については全額支払いをするということです。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今の説明で理解をしましたが、しかし、この繰り越し、いわゆる明繰の報告、ここ何年かのたびに、この話は議会の中でも用地買収の話は上がってきていると思います。

それをですね、ぜひ来年度はこの案件が上がってこないように、しっかりととして工事を進めていただきたい。そうすることによって、いろいろなさまざまな波及効果が出てまいりますので、それをしっかりと繰り越さずに年度内にしっかりとやっていただきたいということでもあります。最後に、町長、副町長、それに関して答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

まさしく議員がおっしゃるとおりではありますが、ただこれは物理的な部分もあつたり、予算の採択がおくれたりということは、これはいたしかたない部分があります。議員のご質疑の地権者との調整、用地買収の関係、これはある意味、我々もとても努力しているつもりではありますが、これは本部町に限らず、各市町村一番悩ましい、難渋している部分でありまして、総論は賛成で、各論でまた地権者、個別の線引きとかルート、決定等々になるとなかなか難しくなったり、断念しているところもあるというのもご案内のとおりだと思いますが、これはある意味永遠の課題みたいな部分ではありますが、さっき総務課長からあつたように今ベテランも配置をしてしっかりと取り組んでいく。ただ、専任は今2人でございますが、何もそこには班長もいるし、課長もいるし、副町長も私もいるわけですから、そういった意味では全力を挙げて、これは早目に採択された事業、予算ついた事業には早目に議員おっしゃるように完了して、町民の福祉の用に供すると、産業振興に供するということが一番目的、目標でありますので、できるだけ早目に計画どおり事業がうまく行くように、用地買収も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成28年度本部町一般会計繰入金明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6. 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、平成28年第6回本部町議会で議案第45号をもって議決をされた本部町フクギ集落内散策路整備工事、工事請負契約で請負代金の契約変更について。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部町フクギ集落内散策路整備事業について、契約金額「5,918万4,000円」を「5,441万400円」に変更し改定契約を締結する。平成29年3月30日、本部町長 高良文雄。477万3,600円の減となっております。

次のページお願いいたします。改定理由といたしましては、集落内における散策路整備工事

である。工事を進めていく中で、フクギの根上がり保護について、幾度か地域との協議を行ったが、地域の声から保護石を積むと道路幅が狭くなることや景観にそぐわないという意見があり、区長と再度協議を行った結果、一部の箇所については施工を行わないこととなった。これが数量の減となって、今回の請負減額となっております。

次のページからは対照表であります。最後のページが位置、場所の航空写真であります。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点お伺いしたいんですが、今理由を述べていただきました。

まず、この事業をするに当たって、これはそもそも備瀬区からの要望があってこの事業を行ったんじゃないですか。そこら辺をまず確認と、一部の箇所について施工を行わないということだったんですが、今この地図ではその一部が全くわからないので、一部とはどこなのかを少し説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

区から要望があったということですが、当初の要望は危険木の除去ということでありました。その中で散策路関係もやったらどうかという話もありまして、そこで本部町備瀬フクギ並木散策路委託業務でしたか、その辺の委託を入れて、備瀬の住民とヒアリングをしてきて、今回の整備に当たっております。

あと、最後のページの航空写真のほうの図面ですけれども、結構、工事箇所がうちの周辺ですね、地番ごとに、家のあるところの垣根のフクギの生えているところなものですから、飛び飛びで各地主に聞いて、ここはどうしたほうがいいのかということで、そこでやらないほうがいいのかということについては今回やっていない状況であります。結構、飛び飛びなものですから、資料がついていなくて大変申しわけございません。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 私が申し上げたいのは、これは一括交付金事業でありますので、予算を執行する際に、もう少し、先ほどの議論もそうなんですけれども、行政としてはしっかりとしたものを作りたいという気持ちはわかるんですが、こういうふうに出てくるとそのヒアリングの段階でもう少し詰められた可能性はあったんじゃないかなということをもっと指摘したいのと、あと飛び飛びに何か所かあるということですが、大ざっぱでいいので、何か所やる予定で、何か所できなかったのか。そういう感じでしょうか。それと今言える段階でどれだけ変更になりましたというのを少し説明してください。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

ちょっと場所的なものが、結構飛んでいるものですから、数量のもので、変更対象のほうで説明したいと思います。4の根上がり保護工、タイプB3、これがゼロになっております。あと

上のタイプA2、それもゼロになっています。この部分が、今回やらなかった箇所であります。次のページのタイプB2、これもゼロになっております。今回やらなかった箇所について、数量変更という形で、ゼロで上げてあります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 わかりにくいですが、しかし、趣旨としては執行する前に、事業する前に、もう少しこの備瀬のフクギ並木に関しましては、その剪定の際からかなり変更などがあったように私も思いますので、そこら辺を、これは一括交付金事業でありますので、少し慎重に、やるのであればしっかりと住民の合意形成をとってやっていただきたいと私は申し上げたいと思います。それに対して、町長、副町長の答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

この件は、議員も言われたとおり、非常に難しい話で、最初はぜひ地元からこのフクギの剪定を含めて、調整してくれないかという、調整というのは姿、形の調整ですよ。それをしてくれないかという話が、大きい要望があってやって、これは1億円近くかかっているんですね、フクギ並木の関係だけでも。これは一括交付金に、四、五億円しか本部町はないんですが、相当なシェアを占めているんです、その部分だけでも、フクギ並木の件だけでも。そういった意味では本当にうまくいかなければ、これは一括交付金の趣旨からしても、議員言われるように、うーんというような感じもありはしますが、おかげさまで終盤、地元の協力も得て、事業としては非常にうまく言っているし、よかったなと思っておりますが、今、提案のとおり、報告のとおり、ここの、自分のヤーヌメー、ワッターヤーのスパヌ、クヌクリヤーウエーヤミトーケーとか、またこれはやっていいと、ヤミトーケーとか、また集落全体的にはこれはやったほうがいいというようなお話があって、ただ、今さっきも言ったように個別的な話になるとですね、そういう話が出てきて、ナーウレー、難しく、非常にこういう事業は本当に難しいということで、難しいからお前らじゃあ何かというような話にもなるんですが、しっかりやれというようなことにもなるんですが、どうしても個々の事業が実施をして、進めていく段階でちょっと待てとか、そういうお話があったりするものですから、なかなかうまくいかない部分があって齟齬が出るということなので、このあたりはぜひご理解をいただければと思っております。事業全体としては、非常にいい事業であったと私は思っておりますし、最終的にはしっかりとまとめ上げていきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありますか。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 今、フクギの整備計画の件、地元の議員として一言。関連づけて説明させていただきますけれども、最初にフクギの件で町にお願いしたのは、課長がおっしゃいましたように、フクギの剪定、伐採の件で、危険木の伐採ということでお願いしまして、そこからフクギ並木の整備という話が出まして、平成26年の2月でしたか、字の中で説明会、それから7月にも説明会があって、2015年2月9日のフクギの里宣言が終わりまして、それから整備事業が始まりましたけれども、当初の備瀬での説明では、最初に出たのはフクギの伐採でしたけれども、そ

の後、いろいろアンケートをとって、住民の意見とかそういうのを調べて、それからコンサルを雇ったんですか、観光の皆さんのアンケートもとりまして、その中から散策路の整備、それから町道16号線の整備、もう1つ何でしたか、サインですか、標示、標識ですね、その整備3つが多分基本計画だったと思うんですけども、サイン計画は全部終了しました。あと残っているのは町道16号線の整備と散策路の整備だったんですけども、この散策路の整備が備瀬の住民と余り調整がうまくいっていない。何というんですか、この整備のランドデザインが全然見えません。この地域住民に言われたところはやる、言われていないところはやらないという、クレームのついたところはストップする、やりやすいところは始まっていく、そういうふうなものですから、どこをどうやっているのか、区長自体も、地域の住民も全く町の工事の仕方が見えてこないと苦情が私のほうにもありました。それで途中で工事がストップしたり、工事している事業者の皆さんにも相当迷惑かけたんですけども、これは住民との工事段階、施工段階でのコミュニケーション不足じゃないかと私は思うんですけども、アンケートの段階までは大分よかったです。実際、工事が始まってみたらいろいろ不都合が出てきて、住民個々意見が違うものですから、その辺の調整をうまくやっていたためにこういうぐあいになったんじゃないかと、私の考えですけどもそう思います。今後、まだ散策路の整備が多分少し残っていると思いますけども、それと16号線の整備も、その辺ももう少しコミュニケーションを密にしてやっていかないと、また同じようなことが繰り返されるんじゃないかと思しますので、ひとつよろしくをお願いします。この整備計画自体は町長おっしゃいましたように非常に素晴らしいものですので、またこれからももう少しこれから観光に見えるお客さんのスムーズな流れのためにもよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前10時55分）

再開します。 再開（午前10時56分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 専決処分の報告について（本部町フクギ集落内散策路整備工事）を終わります。

日程第7. 議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町税対策課長。

○ 町税対策課長 仲榮眞 修 議案第26号をご説明いたします。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、関係政令及び同省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。これが

この議案を提出する理由である。

次の1ページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。平成29年3月31日、本部町長 高良文雄。

次の2ページをお願いいたします。本部町税条例の一部を改正する条例。本部町税条例の一部を次のように改正する。以下、9ページまで改正文となっております。

10ページをお願いいたします。10ページから31ページまでは新旧対照表となっております、下線部分が変更箇所となっております。今回の改正を概要でまとめておりますので、最後の2ページ、32ページ、33ページ、こちらでもってご説明いたしますので、32ページのほうをお開き願います。

今回の改正は、平成29年度政府税制改正大綱に沿って改正された関係法令を受けての条例改正でございます。改正税目といたしまして、1の町民税、真ん中あたりの2の固定資産税、めくっていただいて、3の軽自動車税の3税目の改正を専決処分しております。まず、32ページの1、町民税関係の今後の改正の内容について、町に影響のある項目及び今後、近いうちに影響のある項目についてかいつまんでご説明いたします。まず1の町民税関係の(1)個人住民税、①の非課税範囲の積算に係る規定の整備。これは条文中の名称変更でございまして、控除対象配偶者から同一世帯配偶者への変更でございまして、これは町民税の中の所得割の非課税判定の対象者の1人である、扶養配属の適用範囲の拡大による変更でございまして、現行では103万円まで収入のある配偶者については、非課税の判定の対象者でありましたけれども、改正後に141万円までの収入のある配偶者まで非課税の範囲が拡大された改正になっております。ちなみに本部町では平成28年度の課税ベースで約120名、減税額にいたしまして約260万円の減税額の影響になる試算をしております。

続きまして、③の肉用牛の販売による所得の課税の特例についてご説明いたします。この特例につきましましては、昭和57年度から開始しておりまして、現行の特例措置を3年間延長いたしまして、平成33年度までの延長を専決処分いたしております。内容につきましましては、この特例は肉用牛を生産する個人の農家が特定の肉用牛を売却して得た所得に対する減額が免除されるものでして、主な要件といたしましては、農協などに委託いたしまして、中央卸市場において出産後1年未満肉用牛を売却したことによる所得が減額されるというような内容の特例になっておりまして、今年度本部町につきましましては、3名の方がその適用を受けております。

続きまして、2番の固定資産税関係のご説明をいたします。下のほう(2)の地方税法から条例で定めることとなった特例規定の整備ということで、次のページを挟んで3つの事業について専決で提案しておりまして、下線部分が新たに条例でもって整備する箇所になっております。これまでの法律でもって整備されていた部分が条例でもって整備をするというような法律改正になっておりますので、今回、条例で提案しております。32ページの下のほう、1番目の対象事業につきましまして、5名以下の家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業、5名以下の事業所内保育事業

につきまして、家屋と償却資産について、平成30年度から2分の1の課税免除になるというような改正内容でございます。33ページ、次のページをお開きください。対象事業、子ども・子育て支援法に基づき補助を受けた企業が設置した保育施設、企業が設置した保育施設につきまして、土地、家屋及び償却資産について、これは平成30年度まで設置した部分について、5年間2分の1課税免除をするというような内容の改正でございます。下の緑地管理機構に関しましては、現在、本部町の…、上の2つにつきましてもそうですけれども、下の緑地管理関係につきましても、都市緑地法による公園施設がございませんので、説明は割愛させていただきます。

次に3番目の軽自動車税についてご説明いたします。(1)のグリーン化特例の延長ということで、現行の特例措置を2年間延長いたします。現行では平成28年度に新規取得した環境性能の優れた軽自動車に対しまして、今年度、平成29年度の軽自動車税が軽減される措置となっております。今回、平成29年度から30年度に新規に取得した軽自動車に対しても、翌年度の軽自動車税が軽減されることの改正の提案でございます。簡潔に言いますと、平成29年度までの軽減措置を31年度まで延長するものでございます。ちなみに本町の今年度の特例の課税台数が約250台で、控除額が約105万円となる見込みでございます。

(2)賦課徴収の特例でございます。これは昨年度自動車メーカーの燃費基準不正事件を受けましての改正となっております。概要は消費基準の不正があった場合に通常税額と減税額の差額分を軽自動車製造会社に対しまして賦課徴収を適用するというところで、去年度までは国の通達でもって不正のあった部分の軽自動車関係の差額分については、自動車メーカーのほうに請求しておりましたけれども、この改正に基づいて、この条例でもってこの差額分の不正があった部分については請求ができるという改正内容になっております。ちなみに平成28年度は3件の軽自動車税につきまして回答がございまして、自動車メーカーのほうから8,100円を、差額分について納税をしてもらいました。以上、議案の説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時07分)

再開します。

再 開 (午前11時17分)

日程第8. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 崎原 誠** 議案第27号について説明いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。平成29年3月31日、本部町長、高良文雄。

次のページをお開きください。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。詳細、中身につきましては、4ページ目の参考資料2のほうで説明いたします。

4ページをお開きください。改正内容といたしましては、保険税の軽減措置の拡充となっており、5割軽減と2割軽減における措置基準額の拡充となっております。中段の図をごらんください。5割軽減につきましては、軽減の基準額を算定する際に用いる加算金額が「26万5,000円」から、改正後は「27万円」となります。平成28年の賦課ベースで試算した場合に、現在2割軽減から5割軽減へ変わる方、対象となる世帯が世帯となっております。次に下の2割軽減につきましては、加算金額が「48万円」から「49万円」へ改正となっております。同じく平成28年度の賦課ベースで試算した場合、非軽減から2割軽減となる世帯が15世帯ありました。ちなみに、平成28年度保険税で換算した場合に、同じく賦課ベースで41万円の調定減となっております。説明は以上です。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論省略します。

これから議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第28号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町税対策課長。

○ **町税対策課長 仲榮真 修** 議案第28号をご説明いたします。

議案第28号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令並びに過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律及び省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次の1ページをお開きください。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。改め分と、次のページが新旧対照表になっております。詳細につきましては、最後の6ページでもってご説明いたしますので、そちらをお開きください。

今回の改正につきましては、主に沖縄振興特別措置法などに該当する事業等の税制措置の適用期限を2年間延長するものでございます。まず、この条例の概要につきまして、1番でもって簡単にご説明いたします。沖縄振興特別措置法に規定されている各種事業の促進地域等のうち、本部町が指定地域、①から④の地域と、その事業につきまして、固定資産税についてその一部を一定期間免除する条例になっております。現行の条例に基づいて、本年度、本部町では8つの事業所の固定資産税約1,570万円を減額してございまして、②の情報通信産業振興地域の電気通信業で2業者、③の産業高度化・事業革新促進地域の製造業で3業者、電気業で3業者の計8業者が先ほど申し上げました、約1,570万円の減税をしております。

改正の概要につきまして改めてご説明いたします。2番、先ほども触れましたけれども、現行の税制措置を2年間延長いたします。現行では、平成29年3月31日までに事業対象施設等の新設であるとか、増設をした場合に固定資産税に対しまして、5年間減税が受けられる制度となっております。これが今回、平成31年3月31日まで制度の延長を提案しております。(2)、それとあわせて、指定分野に過疎地域及び当該対象事業を追加しております。ご存じのとおり、本町では法律で過疎地域に指定されてございまして、町が行う事業に対しまして、資金面の優遇措置、過疎債等々の優遇措置がございましたけれども、今回、この法律の改正によりまして、民間で行う、製造業であるとか農林水産物等販売事業に対しましても、固定資産税につきまして3年間軽減が受けられる規定の新設を提案しております。この過疎法につきましては、従来から3年間の軽減措置になっておりますので、法律にのっとって条例でも3年間の軽減措置を提案しております。

最後に、施行期日でございますけれども、公布の日から施行しまして、さかのぼって4月1日からの適用で提案をしております。以上、議案の提案を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは何点かお伺いしますが、今の説明の中で、離島地域の中の主な対象事業で、簡易宿泊所営業とありますが、これは何を指すのか。そしてあと③の産業高度化・事

業革新促進地域の中の電気業とありますが、この電気業とは、これも何をもって電気業になるのかというのをもう少し説明していただきたい。

○ 議長 石川博己 町税対策課長。

○ 町税対策課長 仲榮真 修 12番、喜納議員にご説明いたします。

1点目の簡易宿泊所営業というのは、主に民泊のほうを指しております。次に2点目の電気業につきましては、自家発電、町内であれば太陽光発電というような、自然エネルギーを活用した事業形態の事業を主に指しております。答弁漏れがありました。電気業につきましては、発電業と、県内であれば沖縄電力という発電事業ですね、自家発も含めた、主に電気を販売するような事業形態の業務を指します。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この離島地域（水納島）、我々が抱えている離島は水納島ですが、その簡易宿泊所営業、主に民泊を指すということですが、これは水納島の中での民泊なのか、それとも本部半島全域に係るのか、その民泊の部分に関しては。それを説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 町税対策課長。

○ 町税対策課長 仲榮真 修 12番、喜納議員にご説明します。

この地域離島、括弧書きで水納島とありますのは、水納島内での事業を行う場合の軽減対象事業になっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 本町はたしか情報通信産業振興地域にも認定されていたとっております。固定資産税というのは我々の大事な税源の1つなんですが、こういった課税免除の制度を利用しながら企業の誘致や、そういったものも視野に入れながら、また新たな産業を育てると。我々製造業、あと農林水産等、販売業なども指定分野に今回追加になっておりますが、これに係る業者も本町にあるかと思しますので、そういった部分を、企業を育てていくという観点で、この課税免除の部分、制度を利用しながら、またそしてしっかりと支援をしながら育てていって、町税として固定資産税として今後税金を納めていただくという流れをしっかりと進めていただきたいんですが、そういった部分に関しまして、最後に町長、副町長、どちらかの答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員言われるとおり、いろんな制度を利活用して、企業誘致も図りながら、また固定資産税の減免、これは1つのツールでありまして、それを大いに利用して雇用をふやすと、人口もふやしていくと。所得も上げるという相乗効果を狙って私どもは国や県のほうに要請をして、そういう特例措置、いわゆる減免措置をお願いしてそれが認められて、また延長されるということですので、この制度を大いに利活用して、企業誘致なり、また既存のいわゆる企業の育成、振興を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第28号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第28号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号 工事請負契約の締結について。八重岳線親水性護岸整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

記、契約の目的、八重岳線親水性護岸整備工事。契約の相手、本部町字伊野波303番地1、有限会社比嘉建設工業、代表取締役 比嘉みどり。契約金額、1億1,124万円。契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財源の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをお願いいたします。概要といたしまして、工期が250日。指名業者が本部造園から比嘉建設工業まで。工事概要といたしまして、護岸整備延長450メートル。

一番最後のページをお願いいたします。平面図という形であります。右下のほうに標準断面をつけてあります。石積みで路肩を守る護岸工事であります。場所といたしましては、町道八重岳線、八重岳の頂上へ上がる県道側から約200メートル行った箇所の右側、ちょっとした河川があるんですけども、その河川の整備であります。そこから約450メートルの整備であります。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第29号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第29号 工事請負契約の締結については、原案のとおり

可決されました。

日程第11. 議案第30号 本部町指定金融機関の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 上間辰巳 議案第30号の説明を行います。

議案第30号 本部町指定金融機関の指定について。地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、平成29年7月1日から平成31年6月30日まで、株式会社沖縄銀行を本部町指定金融機関として指定する。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、出納事務の効率的運営と正確かつ安全を図り、住民の利便に資する上から、本部町に属する公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため。これが、この議案を提案する理由であります。

参考資料としまして、2ページ、3ページが指定金融機関の今までの経過でございます。そして4ページ目が沖縄銀行の概要でございます。以上でございます。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは1点お伺いします。

参考資料の中を見させていただきますと、この指定金融機関というのはたしか輪番制で行われていたと私認識しておりまして、説明、参考資料の中でもそうなっておりますが、今回、輪番制からいくと、違う、別の銀行、指定金融機関になっていたと思うのですが、なぜ今回こういった経緯になっているのか説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 上間辰巳 12番、喜納議員にご説明いたします。

今回、輪番制からいきますと、海邦銀行が輪番で指定金融機関ということであったんですが、海邦銀行からどうしても今回できないということでしたので、それで次の輪番の沖銀に話を持っていきましたら、沖銀は大丈夫ですということで、沖銀に回っていったということでありまして。以上でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この輪番制というのは、できないから我々はおりますということよろしいんですか。これは準備やらいろいろあったり、行政側としても、たしか輪番制の部分で準備をしていたと、するものだと私は思っているんですが、こうなると輪番制の意味がなくなるのではないのでしょうか。そこら辺、経緯は深く聞きません、これは企業対のあれなので、しかし今回、先ほどの海邦銀行と行政とのいろいろなやりとりがあったと思うんですが、それをしっかりと議事録なり会議録などをもってしかるべきであって、また今後の対応にするべきだと思うんですが、そこら辺はいかがになっていますか。

○ 議長 石川博己 会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 上間辰巳 12番、喜納議員にお答えいたします。

今回、私らのほうも確実に海邦銀行がそのまま指定金融機関を受けるものだと思って、うちの

ほうもそういう準備をしていたんですけれども、海邦銀行うちの輪番だということで、ことしの2月にうちのほうへ見えて、今回からうちが引き受けますのでという話があったんです。その中で、海邦銀行が言うには、今までどおりというわけではなくて、ある程度の負担金を町側に持ってくれという話だったものですから、いや、それではうちのほうは話が違いますよということで、その中でいろんな話が出てきたんですけれども、本部町が負担金を出せないのであれば、うちのほうも指定金融機関はできませんということでお断りの話がありました。その中で、次の輪番の沖銀に話を持ちかけると、今までどおりうちはやりますからということで沖銀のほうに話を持っていったという格好になっています。以上でございます。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前11時43分）

再開します。 再開（午前11時45分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そうですね、私も、やはり企業であって、行政の立場もありますので、そこをお互いの立場の中でこういった結果になったということで理解しておりますので、それはそれで役場としてのスタンスで行ったということは、私は理解しておりますが、しかし、先ほども申し上げましたとおり、この経緯というのはしっかりと会議録なり残しておいていただきながら、今後また、こういった指定金融機関、うちの金庫と言ってもいいですからね、それをつかさどるところですから、しっかりとやっていただきたいと思っております。以上です。答弁は要りません。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第30号 本部町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 本部町指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第31号 学校管理下における事故に伴う示談についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 それでは議案第31号 学校管理下における事故に伴う示談について説明いたします。

議案第31号 学校管理下における事故に伴う示談について。平成28年9月14日に発生した学校管理下における死亡事故について、次のように示談書を締結したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

記、示談の目的、訴訟事件を避けて円満に解決するため。示談の相手、3名の連名があります

が、住所、氏名を省きます。示談金額、3,500万円。

提案理由、示談は民法第695条の和解として扱われ、地方自治法第96条第1項第12号の規定に該当し、議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由であります。

次のページをお願いします。示談書内容です。甲、先ほどのですね、乙は本部町です。次の内容を示談したので本書面2通を作成し、甲代表者及び乙が各1通保有するというので、第1条、乙は甲に対し、平成28年9月14日に発生した、これは氏名を省きます。の転倒死亡事故の損害賠償として、死亡慰謝料2,800万円、遺族固有の慰謝料700万円、総額3,500万円を支払う義務を負う。第2条、乙は、前条の義務の履行として、平成29年7月末日限り、3,500万円から独立行政法人日本スポーツ振興センターから既に支払いがあった2,800万円を控除した残額700万円を甲が指定した銀行口座に送金し支払う。第3条、乙が前条の支払いを怠った場合は、違約金として年5%の割合による遅延損害金を付して支払う。第4条、乙が本件事故の反省を踏まえ、同種事故の再発を回避するため、徹底した安全対策に取り組む。第5条、甲及び乙の間には、本示談書及び町民としての公法上の当然の権利義務を除くほか、他に債権債務がないことを相互に確認する。第6条、本件事故の示談書は、地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決を得て、乙が甲に通知したときに効力を生ずる。平成29年6月16日にこれは示談として署名をしております。甲、3名ですね、乙、本部町長となっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号 学校管理下における事故に伴う示談についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 学校管理下における事故に伴う示談については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 (午前11時52分)

再開します。

再開 (午後1時30分)

日程第13. 議案第32号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第32号 平成29年度本部町一般会計補正予算について。平成29年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

次の次のページをお願いいたします。平成29年度本部町一般会計補正予算。平成29年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ7,832万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億932万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細は事項別明細書で説明いたしたいと思っております。歳出のほうから説明いたします。開けまし

て、事項別明細書の6ページ、7ページをお願いします。2款1項1目一般管理費でございますが、右の7ページ、説明の上から2段目、顧問弁護士委託料64万円、こちらは学校関係の示談の分が弁護士費用としまして54万円、現在、景観条例関係で弁護士に相談している分がございまして、そちらが10万円、合計64万円の補正増を計上しております。その下、ログ管理システム導入委託料301万9,000円、こちらはインターネットの履歴を残すシステムの改修でございます。職員が業務で日々インターネットを活用しておりますが、ふぐあいが生じた場合、どのパソコンで、こういった作業が原因でふぐあいが生じたかということ、このシステムを入れることによって瞬時に原因を突きとめまして、ほかに影響が最小限で抑えられるということで、今回このシステム導入を計上しているところであります。こちらは単費になります。続きまして、その下、社会保障・税番号制度システム整備委託料、総務省分が98万5,000円、同じく厚労省分が340万1,000円、こちら合わせて438万6,000円でございます。約半分の244万5,000円が補助として国から入っております。こちらマイナンバー制度の自治体間の本格運用に向けてシステムの改修でございますが、大詰めのところに来てございまして、地方公共団体情報システム機構、これは一括で管理している機構がございまして、そちらが管理する中間サーバに本町の住民データを送る作業を行います。そちらのサーバに送りますと、全国から必要な場合に情報を受け取れるということで、その改修とテスト費を含めた金額を計上しております。続きまして、その下、防犯灯整備設計業務委託料、そして同じく施工管理、共架申請、そしてその下の工事費、合わせまして1,619万7,000円でございますが、こちらは内閣府からの新規の補助事業でございます。町に防犯灯28基の設置を予定してございまして、その工事費などを計上しております。約96%が国庫補助となっております。このページの一番下、コミュニティ助成事業補助金250万円、こちらは100%の補助となっております。宝くじ助成事業を受けまして、伊豆味区に音響機器などの整備を行うための補助事業でございます。こちらは伊豆味区に補助を流しまして、伊豆味区が音響機器等の購入を行うものでございます。

続きまして、10ページ、11ページ、民生費でございます。右のページの上から2段目、臨時福祉給付金957万円、こちらはことし3月から受け付けを開始しております臨時福祉給付金、非課税世帯1世帯当たり1万5,000円の給付を行っている事業でございますが、平成28年次におきましては80%の予算を計上しておりました。こちらは国の補助が8割つくということで、その分だけ平成28年度は計上という指示がありました。不足分は平成29年度対応ということで、今回残りの2割を計上しております。こちら100%補助となっております。このページの一番下、障害者及び障害児福祉計画策定等業務委託料267万1,000円、こちらは単費になります。現在の計画は平成27年度から29年度までの計画でございます。今年度で計画は終了します。今回、平成30年度からの3年間、障害者総合支援法に基づく、厚生労働省が定める基本方針に則して計画を見直す必要があることから関係予算を計上してございます。

続きまして、14、15ページをお願いします。衛生費でございます。右のページ、上から2段目、長田川砂防ダム管理用道路磁気探査業務委託料98万3,000円、こちらは管理用道路の用地購入が

完了しております。そのことから磁気探査を入れまして、管理用道路の整備に入る計画となっております。関係予算を計上しているところでございます。

続きまして、16、17ページ、農林水産業費でございます。17ページの上から2段目、伊豆味クカルビ地区排水路基本設計業務委託料162万円、こちらは伊豆味クカルビ地区の排水路の整備計画でして、平成30年度の補助事業の採択を受ける計画を行っております。そのため、今年度基本設計を入れる必要がございますので、基本設計分の予算を計上してございます。こちらは単費です。その下、もとぶ香ネギ周年出荷体系技術確立業務委託料150万円、こちらのもとぶ香ネギは1年を通して収穫ができる利点がございます。しかし、夏場の高温、直射日光、台風等により生産が不安定になる状況が続いております。今回、この事業で夏場でも安定的に収穫できる体系を確立したく、研究を行うため委託料を計上しております。委託先は、もとぶ香ネギ周年出荷研究会に委託を予定しております。こちらはちゅらまちづくり基金、ふるさと納税を活用して実施を予定しております。その一番下に未買収用地と、その上に測量関係がございます。測量委託料は34万5,000円、未買収の購入は8万5,000円、平成17年度に整備しました字具志堅の集落道でございますが、当時、相続手続がされていなく、購入することができずに未買収のままとなっております。今回、相続手続が完了したことに伴い用地を購入するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、商工費、21ページの上から4段目、観光防犯カメラ設置工事費912万1,000円の減、こちらは一括交付金を活用して防犯カメラの設置を予定しておりましたが、平成29年度のみ内閣府の補助事業があるため、今年度は対象外となっております。防犯灯の補助事業ですけれども、あちらがあるために、今回一括交付金は使えないということになりました。その分、この防犯カメラの分は取り下げております。よって、予算も減額してございます。その下、フクギ集落内道路整備工事費1,533万6,000円、こちらは一括交付金事業で、ことし6月、今月ですけれども、交付決定がおりた事業でございます。備瀬フクギ集落内の道路に砂を現在敷いておりますが、勾配のきつところは砂が流れるため、砂を固める作業をこの事業で入れたいと思っております。一番下、八重岳線用地購入費129万5,000円、現在一括交付金で整備を進めています八重岳の親水性護岸工事の用地につきまして、地権者からの購入にめどが立ったことから、今回予算を計上しまして、購入したいという計画でございます。

22、23ページをお願いします。土木費、23ページ、上から4段目、町内道路維持修繕工事費150万円、こちらは町道古島兼増線、グリーンパークゴルフ場の1番と2番の間を通っている道でございますが、その道が一部損壊しているところがございます。車の往来に支障を来しております。緊急性を要することから今回補正を計上しまして、修繕を予定しております。その一番下、公有財産購入費52万8,000円、こちらは伊豆味公民館前の町管理用水路の一部が私有地に入っていることが判明しました。よって、入っている部分の土地の購入をするものでございます。こちらは9万6,000円を予定しております。そして浜元の町道の路肩が決壊し、道路の復旧事業を実施しました。復旧した際に土地の購入がどうしても必要になりまして、土地の購入の分を計上してございます。こちらは43万2,000円を予定しております。

24、25ページ、土木費、上から2段目、本部町公営住宅長寿命化計画策定業務委託料676万1,000円、こちらは現在、町営住宅14棟ございます。今後新たに北部振興策の事業を活用しまして、5棟の建設を計画しているところでございます。この5棟の採択を受けるためには、町営住宅の長寿命化の計画が必須でございます。14棟分とプラス5棟の分の策定が必須でございますので、今回その計画を予定しているものでございます。

26、27ページ、消防費、27ページ、上から2段目、コミュニティ助成事業補助金200万円、こちらは豊川自主防災組織、豊川区に対する補助事業でございます。防災倉庫、テント、発電機などの防災設備を整備するということで、その費用の補助を行うものです。こちらも100%補助でございます。

歳入の最後でございます。32、33ページ、教育費、上から2段目、上本部中学校駐車場舗装工事費200万円、上本部中学校の体育館前の駐車場でございますが、現在、教職員、来客、保護者などが利用している駐車場がございます。そこが舗装されずに雨天時は大きな水たまりができるなど支障を来しておりまして、教職員が砂で埋めたり作業を、補修をしておりましたが、今回、アスファルト舗装を行う工事を計上しているところでございます。

歳出は以上でございます。歳入に戻りまして、事項別明細書の2ページ、3ページをお願いいたします。今回、主に補助金絡みのもの、先ほど100%補助と申し上げましたとおり、国庫補助あるいは県補助で入ってまいります。一番上の普通交付税3,643万3,000円、単費分がございませんので、単費分を普通交付税、当初予算で約1億円留保しておりました。その分を3,643万3,000円充てまして、単費の事業に充てることとしております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 お願いします。

観光防犯カメラ設置を取り下げたということなんですが、これは最近、観光客が多くなってきておりまして、これはぜひとも必要ではないかと思うんですけども、これは今後どのような対処をしていただけるかということと、それから防犯灯、各字設置場所をどこにしたほうがいいのかということで検討して提出したと思うんですけども、28基とはとても少ない数だと思うんですね。これは各字、どれぐらいの割合で設置される予定でしょうか。以上、お伺いいたします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜議員にご説明いたします。

まず、防犯カメラの件でございますが、今回、防犯カメラ、取り下げている理由が、内閣府の今年度限りの事業が年度の途中でできました。それが防犯カメラと防犯灯に充てることができるということでございまして、一括交付金はほかの補助事業があれば対象外になりまして、当初一括交付金で3基の防犯カメラを設置予定しておりましたが、それを進める場合は全て自前で持たないといけませんので、今回は補助がつかないということで取り下げました。来年はまた一括交付金でエントリーできますので、今回取り下げた3基につきましては、来年度計上の予定でございまして、整備を取りやめというわけではなくて、整備を来年度に移行したということでござい

す。そのことによって補助が受けられます。そして防犯灯でございますが、防犯灯28基でございます。28基でございますが、入札等、入札残が出た場合はこれを再度また防犯灯に充ててよいということで内閣府から通知が来ておりますので、28基以上になるだろうと思っております。ちなみに各字からは125基の要望がございました。区長に順番を振ってもらいまして、各字の重要な部分からやっていくところでありまして、一番多いところで4基、一番少ないところは要望がないということでゼロ、合計28基となっております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 よろしく申し上げます。

26ページ、27ページの消防費のところですが、自主防災費ということで豊川区に防災費が充てられて、発電機とかを購入するという説明があったんですけども、ほかの区には防災費というのは回ってこないんですか、その点を伺いたい。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部議員にご説明いたします。

こちらはコミュニティ助成事業の自主防災部分の補助事業でございますが、補助事業を受けるためには自主防災組織としての要件がございます。まず1点目に、規約があること。この規約は地域の中での制限を持ってない、例えば現在だと消防団は、例えばよくあるのが青年団が終わって消防団に行って、男性のみが入るとか、そういったものが主な消防団の活動だと思いますけれども、自主防災組織というのはそういった区切りをなくして、誰でも地域の区民であれば入れる組織を規約でもって定めるというのが最低条件でございまして、その条件をクリアして、そして活動実績がどれぐらいあると申請しまして、通りましたら認められる事業でございます。ちなみに年間でこれが認められるのは沖縄県内で2件、3件程度の事業でございます。以上です。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 本部町の公営住宅長寿命化計画策定業務委託料とあるんですが、これはどういった対応というんですか、内容になっているのか、今の時点でわかることがあれば詳しく教えていただきたいんですが。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5番、小橋川議員にご説明いたします。

住宅の長寿命化計画策定業務というお話ですが、5年に一度、公営住宅の長寿命化の見直しが5年に1回あります。今年度当たっております、この中でライフサイクルコスト削減効果の算出をするのが職員では困難でありまして、前年度、前までは職員でできる項目がほとんどでありまして、見ただけの、長寿命化の対策事業手法の選定とか、あと点検の実施、職員ができるようなものではあったんですけども、今回どうしてもコンサルタントの力をかりないといけないということで、今回予算を要望しております。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 この制度が変わって、このコンサルタントに委託しないといけないとい

うことはわかったんですが、5年に一遍とお伺いしたんですが、5年前も実施されたということですね。じゃあ具体的に、町営住宅に長寿命化するためにどういった感じで、例えばペンキ塗るとか具体的なものがありますよね、そういった事例がもしあれば、どんな感じのことをやったのかとか、今お教えできますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5番、小橋川議員にご説明いたします。

これまで維持管理的なもの、塗装をしたりそういうことはなくて、雨漏りしたときに防水関係を主にやっている状況であります。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 23ページの公有財産購入費というところで、伊豆味区という話を先ほどやっていたけれども、その場所と面積、そして地主との確認がとれているのか伺います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にご説明いたします。

場所は公民館近くのどちらかというと県道に近いほうになりまして、土地の主のほうからそういう話があって、自分たちも気がつかなくて、その話があって、水路のほうに入っているとありましたので、実際、本人が測量してきていたものですから、それを全筆今回買うことになっております。13.97平米でございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 2点お伺いいたします。

19ページ、水産振興費、委託料、海岸漂着物地域対策推進事業委託料の委託先と場所を説明してください。

もう1点、11ページ、障害者福祉費、委託料、障害者及び障害児福祉計画策定等業務委託料ですが、今たしか、今年度、障害者の基本計画が5年計画で立ち上がって、平成29年度のものがあると思いますが、それとのかかわり、それもあがるが、障害児、児童の部分だけのことをまた新たにつくるのか。そういった説明をしていただけますか。この2点です。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明いたします。

19ページの海岸漂着物地域対策推進事業委託料ですが、委託先と場所ということで、場所のほうは新里漁港、毎年、新里漁港は北風で漂着ごみが到達するものですから、ここを補助事業を使って清掃をしております。委託先ですが、町内の社会福祉法人を予定しております。以上です。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番 喜納政樹議員に説明いたします。

障害者及び障害児福祉計画策定等業務委託料の件ですけれども、議員おっしゃるようにことし3月末に第3次本部町障害者基本計画というのが策定されております。これは平成29年度から平成33年度までの基本計画ですが、この計画につきましては、障害者施設の総合的な計画と推進を

図るために策定されておまして、根拠法令でいえば障害者基本法に基づいて策定されているものでございます。今回提案している、委託料として計上しているものは2つの法律で定められている基本計画であります。1つは、福祉計画というものが策定されることとなります。平成30年から32年の間の3年間の計画と、あともう1つ、障害福祉計画、これは障害児のほうになりますけれども、その2つの計画という形になっております。福祉計画につきましては、根拠法で言うと障害者総合支援法に基づいて策定される計画であります。障害児福祉計画につきましては、児童福祉法に基づいて策定されるものであります。この2つにつきましては、市町村の判断によってまとめてつくっていいということのお示しがありますので、今回、障害者及び障害児福祉計画という形で策定するものでございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今説明を受けましたが、まず、こういう障害者、障害児の基本計画をつくって、その地域のしっかりとした枠組みをつくっていくのも大事です、まず底辺としてですね。その計画が2つも3つもあった際に、それがその計画を推進していく上でどうなのかと思ったりもするんですが、今おっしゃった、いわゆる福祉計画というのは上位計画で障害者総合支援法とおっしゃっていましたが、今回福祉課がつくられた第3次本部町障害者基本計画もそうなんですね。上位法は、根拠法は全く一緒だと思うんです、私は。だからなぜ、これきょう渡されたんです。この計画がもともとあってこれができ上がってきたというのはわかるんですが、これからつくるものが、これは国からの法の改正や、今の子供の貧困の問題や、そういった問題に対して、市町村としてつくりなさい、国、県からのあれがあるのか、それともそういったものがあるのかお伺いします。余りにも同じじゃないのかなと、私はパッと見てそう思ったんですが、そこら辺説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

既にでき上がっている5年間の総合計画ですけれども、これの目的が…、済みません、第3次本部町障害者基本計画ですけれども、その目的が障害者施設の総合的な計画推進を図るための策定ということで、本部町の総合計画みたいな形の大きな枠の計画でございます。ことしに整備するものは、これから障害者サービスを進める中で質と量がどのぐらいにあるのか、そういったもの等を把握して、このサービスに向けて今後どういうふうに取り組まないといけないのかというものを定める計画となっております。これは全県的に行われていまして、各市町村の質をヒアリングの上、県は県で同じような計画を立てることとなります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは、例えば施設面や、そういったハード面はこれを見て、今からできる策定依頼を出したものは、例えば質をはかるといえるのであれば、そのソフト面というか、どういった支援が必要なのかというのは、恐らくそういうことだと思うんですけれども、両方を見ながらやらないといけないということなんですね。これはこれが普通なんですか、あまりにも

ちぐはぐじゃないかと思ったりもするんですが、そこら辺、もう一度説明していただけますか。こういうふうになるという計算はなかったんですか、基本計画、これから始まりますよね、3次の。これの補正を今回出してくる、そういうことを想定していなかったのか説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

今回、計画します障害児福祉計画などは、これも周期で3年に一度計画をされてきたものでございます。新しく定めるものではございません。ただ、目的として、今回策定するものにつきましては、先ほど少し申し上げましたけれども、成果目標を踏まえ、実績を踏まえ、平成32年度の成果目標を設定するという形の基本計画となっております。それを取りまとめて、例えば県のほうでは施設、今ある施設で足りているのか足りていないのか、そういった整備費などの予算の組み替えとかそういったもの等に使われるものだと思っております。既にでき上がっています第3次本部町障害者基本計画につきましては、この目的が障害のある人もない人もともに生きる共生社会の実現を目指すための計画であり、そのための基本方針を定め、保健、教育、就労、生活環境など、障害のある方の日常生活にかかわるまちの関係各課、これは内部の横の連携を深めるとともに関係機関との、また地域のさまざまな人たちのネットワークを強化する目的で総合計画を立てられております。

○ 議長 石川博己 4回目ですので、簡潔にお願いします。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 ちぐはぐにならないようにお伺いしたい。これだけです。やることは恐らく、国も県も見ているところは一緒だと思うんですが、道が幾つもあれば同じことをやったようになったり、ここではいいが、ここでは悪いみたいなことにならないようにしていただきたいと思えます。最後に町長の答弁を求めたいと思えます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

先ほど喜納議員の質疑、あるいは課長の説明も聞いて、私も私なりに整理はしているんですが、こういった計画というのはおっしゃるとおり多すぎる。ただこれも、やっぱり課長からも説明があったんですが、この辺をうまく整理整頓しないとイケないと。総合計画というのは横の連携、大きなくくりでの計画で、あれも趣旨は今さっきあったとおりでありまして、ただ、こういう実際にソフト、個別の業務を実施する場合の計画を立てないと、これは県とか国が、例えばメニュー事業を当てはめる場合に、あなた方はそういう計画もないのにこれは優先順位が落ちるんだと、だめだというような判断をするんです。ですからどうしてもこういう計画は立てておかないと、いざ必要な場合には、事業をする場合には、どうしてもこれは基本になって優先順位だとか、県や国のほうに手を挙げる場合に、これがないとうまくいかないわけですし、そういった意味ではどうしてもそういう個別事業に、個別メニューに対応するような計画も必要になりますので、そういった形の整理をしておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 2点あります。

まず初めに、35ページ、本部町子ども会コミュニティ助成事業補助金の内訳、これが1点目です。

もう1点、23ページ、町内道路維持修繕工事費の件ですけれども、これは古島兼増線というふうに、修繕費として150万円になっているんですけれども、今後、修繕した後、安心、安全な、また道路づくりのために土地買収したり、ちゃんとした道路の整備も計画があるかどうか説明よろしくお願いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 9番 具志堅 勉議員に説明いたします。

本部町子ども会コミュニティ助成事業ですけれども、これは町内15行政区の地域公民館を使って、町内の小学1年生から6年生の児童とその保護者に対して、去年も実施したんですけれども、親子わくわく科学体験教室ということで、沖縄こどもの国に出前科学教室を依頼いたしまして、科学実験等の教室を開催しておりました。今年度も同じく、先ほど宝くじの社会貢献広報事業の一環としたお金が入っておりますので、それを本部町子ども会育成連絡協議会のほうに補助金として受け入れてもらって、そこからこのような事業を実施するということでもあります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 9番 具志堅 勉議員にご説明いたします。

23ページの町内道路維持修繕工事費、今回あくまでも路肩決壊の修復という形でありまして、今現在、地方改善事業という事業があるんですけれども、これは下水道、あとは雨水事業、その関係が入っていないところ、計画から漏れているところの排水事業ができますので、今回、この事業を使って計画していきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 7ページのログ管理システムの導入、この導入に当たって最大の目標を、目的を教えてくださいたいと思っております。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 6番、伊良波議員にご説明いたします。

7ページ、ログ管理システム導入委託料でございますが、こちらはログ管理、履歴をとるものでございますけれども、現在、マスコミでも騒がれておりますけれども、さまざまなサイバー攻撃がございまして、今本町には3つの系統がございまして、マイナンバーを扱う系統、あとLGWANということで、国、県とやりとりをする系統。こちらは完全に独立しておりまして、線が自分たちでしかつながっていません。外部とつながっていないので攻撃することができません、漏れない状態になっています。ただ1つだけ、もう1回線、インターネット関係は業者とのやりとり等で必要ですので、通常の皆さんが使われているインターネットに最終的には接続される状

態になっております。その間に相当なフィルターとウイルスのソフト等で万全を期しておりますが、どうなるかわからないということで、障害が起きた場合にどのパソコンからどのような作業をして、何時何分、どこで何を受けてというのが全て履歴として残ることになっております。3カ月程度残す予定でありますけれども、障害が発生したときには瞬時に対応しなければいけませんので、そうするとこのパソコンをとめて通常の業務はできると、この履歴をとらないと全てのパソコンの履歴を見てチェックするのに莫大な時間がかかるということで、瞬時にエラーがわかるようなシステムで今回これを導入予定しております。これを導入しないと、これは全市町村導入するんですけれども、沖縄県を經由して本町はインターネットとつながっていますけれども、それが本部町は使えなくなる可能性があるということで今回計上してあります。

○ 議長 石川博己 6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 ログ管理システムという名がついていると思うんですけれども、これは各職員、番号みたいなものが与えられて、例えば朝一、パソコンを立ち上げるときに、そのログを入力してそれなりの作業をするのか、そこを聞かせください。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 6番、伊良波議員にご説明いたします。

職員それぞれにパスワードが割り振られておまして、そのパスワードを入力しないと入れない状態でございます。さらにマイナンバーを扱うシステムには、パスワード以外に静脈認証が必要です。二重のチェックをかけてやりますので、そのパスワードを打った時点、あるいは静脈認証をした時点で誰がどのようにパソコンに入ったとか、あるいは消したとかというふうに全てわかる状態でございます。

○ 議長 石川博己 6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 最新のシステム導入だと思っています。今の総務課長の説明で納得しました。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 もう1つ、7ページですね、コミュニティ助成事業補助金、これは音響機材だと聞いて…。

○ 議長 石川博己 ちょっと待ってください、2回の質疑はできませんので…。

休憩します。

休 憩（午後2時20分）

再開します。

再 開（午後2時21分）

14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 ちょうど聞こうと思ったところです。7ページ、コミュニティ助成事業、いい事業だと思っています、250万円。これは初めてですけれども、この割り振りですね、どういう方法でやっているのか、それをお聞きしたい。

それから2点目、これは専門的に副町長のほう、香ネギの周年体制の委託だということですがけれども、香ネギ、ブランドとして非常に評判がいいわけですがけれども、周年収穫がなかなか難し

い、この夏場に向けて。夏場に向けてどうしていくかということによって、やはり農家の植えつけ面積もふえてくるだろうと。今後、この委託業務が成功したときに農家へのおろし方、そこを専門的に副町長のほうからご答弁お願いします。この2点。

○ 議長 石川博己 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番、崎浜議員にご説明いたします。

7ページのコミュニティ助成事業についてですけれども、これは以前から宝くじを原資にしている事業となりまして、250万円を限度に地域づくり団体であるとか、自治会に対して補助を受ける事業となっております。全県募集しております、例年25団体が採択される事業になっているんですけれども、本部町は8割、9割採択されております。ことしは伊豆味地区が当たっております、昨年は瀬底地区がこの事業で音響施設を整備しております。各地区の順番ですけれども、今区長会を通して、区長会の中で話ししてもらって、優先順位の高いところからとるような形でやっております。以上です。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 14番、崎浜議員に説明いたします。

香ネギの質問でございますけれども、すっかり当本部町の農産物のブランド商品としての座を確立したと見ております。昨年の出荷実績ですけれども、本部かりゆし市場を拠点とした販売の実績、袋数にして1万袋を超えております。ですので、そういったことで周年、消費者からニーズが高いという状況に至っております。ところが、8月、9月の、特に日差しが強い時期には余りにも直射日光が強くて生産量が減るという状況があります。ところが、その時期は冬場の時期より需要が高いというような状況にあります。そういった状況の中で、年間コンスタントにエンドユーザーに提供できるような体制を確立することがますますのブランド力の向上につながると確信しております。そういった中で日差しを和らげる、そして台風にも負けないようなトンネル等の施設をやりながら、7月、8月、9月の暑い時期を乗り越えながら産地の生産農家の支援が必要ということでございます。それをすることによって、周年、自前で農業生産者が自分の苗を自分で確保しながら回転ができると。いずれにせよ、周年出荷態勢を確立するに当たって、夏場の施設化はこれからの研究課題としてありますということで、今回そういったことで研究会が立ち上がっておりますので、そこの皆さんと、主催者のほうと手を組みながらその体制を確立していきたいということでございます。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 1点目のコミュニティですけれども、今、豊年祭りをやっている部落、これ全部手を挙げたと思います。各公民館にある機材はもう古くなって、なかなか専門の方たちから借りてくるためにも相当の金額がいるわけです。ですからこういう関係から、どちらかが選定しているのかということ聞いたわけですけれども、区長会を中心にやっているということですが、やはりそういう実情も踏まえて、ひとつ町の行政側も中に入って、そういう番付をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

それから2点目の香ネギ、これも周年態勢をとるためには、やはり委託しているところの実績が出てこないとわからないわけですが、直射日光を避けるには、やはりネット、低いトンネル式のネットをやれば周年態勢がとれるんじゃないかなという気がするんです。平張りのハウスの補助とかいろいろなことがあるわけですが、これから伸ばしていこうという香ネギの周年態勢の収穫をやるなら、どうしてもそこら辺も農業とタイアップしながら、町としてもネットあたりの補助事業も考えるべきじゃないかという考え方を持っていますので、ひとつこういう面も、この結果が出てから、ぜひ行政としても考えていただきたいと思っています。その2点、ひとつよろしくをお願いします。以上で終わります。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございますか。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 19ページの、先ほどの海岸漂着物地域対策推進事業委託料、これは多分、漂着ごみの件だと思いますけれども、これは備瀬の北側の海岸、それから新里の海岸、具志堅の海岸も含めての地域ということですか。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 7番、具志堅議員にご説明いたします。

19ページ、海岸漂着物地域対策推進事業、こちらのほうでやる場所としましては、新里の漁港海岸の範囲内ということをご予定しております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 これをもう少し広げてやる予定はないですか。今、漁港は町の管轄だからということで漁港だけにしていると思いますけれども、海岸、ビーチの漂着ごみは、今ボランティアによって月に何回か1カ所に集められて、町の保険…、どこでしたか、対応しているということで、お願いしてごみ焼却場まで持っていってもらっているんですけれども、この場合、収集の期間が大分長くて、集めた海岸にそのまま放置されているような、放置というか、管理はしているんですけれども、見た目は放置に近い状況なんです。それをもう少し範囲を広げてもらうわけにはいかないでしょうか、ご説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午後2時31分)

再開します。

再 開 (午後2時33分)

産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今、19ページの海岸漂着物地域対策推進事業で範囲を広げて、ほかの海岸もできないかという1点目のご質疑ですが、この事業は沖縄県が出す事業で、県内の海岸に対して対象にしてはいるんですが、海岸の管理区分としまして、本部町が管理する海岸というのが漁港海岸である新里漁港と浜崎漁港の2カ所だけになりますので、その他の海岸については、河川局でありますとか運輸局の管轄で、県の土木事務所が管理ということになりますので、一義的にこの事業で本部町ができるのは漁港海岸のみということになります。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** この件はわかりましたけれども、やっぱり海岸線、本部町のビーチ、観光資源にもなっておりますので、ボランティアの皆さんが集めてくれた漂着ごみをそのまま放置する期間を長くすると見た目にも非常によくないんです。保険予防課にも協力してもらってごみ袋とか、回収のボランティアの皆さんの協力によってある程度は処理できますけれども、夏場はいいんですけれども、冬場の北風が吹く時期は浮きがすごいです。1カ月に大体100個ぐらい流れ着く場合もありますので、ひとつ環境の面からも、観光地という面からももう少し考えていただきたいと思います。その件に関して答弁をお願いします。

○ **議長 石川博己** 保険予防課長。

○ **保険予防課長 崎原 誠** 7番、具志堅議員へ説明いたします。

ビーチと清掃に関しましては、議員おっしゃるとおりボランティアのほうに頼らざるを得ないという状況で、現在、町のほうではごみ袋の支給、あとはその中の分別によって、一般廃棄物として分別されたものについては本部町今帰仁村の環境美化センターのほうで受け入れをするという形の協力となっております。それ以外の今言った浮きですとか、タイヤ類ももしかしたらあるんですかね、産業廃棄物として分別される分につきましては、そのビーチの管理者である、備瀬の場合は土木事務所、または北部の農林水産振興センター、この2カ所の管轄がありますので、その関係部署との協力によって回収をお願いしているところでございます。

○ **議長 石川博己** 町長。

○ **町長 高良文雄** ただいまの具志堅議員のご質疑、私のほうからも少し補足というか、現在の流れみたいなものを少しばかりお答えさせていただきます。

この件については、全国的に、全県的に問題になっておりまして、全国の市町村会、あるいは県の市町村会、ずっと県のほうに要望している大きな重要課題事項でありまして、特に近年、北朝鮮、韓国、中国からのおっしゃる漂流物、相当これは莫大な量になっているということで、これをどうするかということで、大きな社会問題になっているんです、離島を含めて。これは議論をしているんですが、なかなかこれは一筋縄ではいかない部分があつて、これは量と、それからそれに要する金額、予算的な問題ですね、そういうこと等、今議論もしているんですが、しかしそれはまたトウルバッテ、座して何もしないということもいかんし、地域はですね、やっぱり地域の協力も得ながらどう、少しでも地域をよくしていくか、美化していくか、特に我がまちは観光のまちですので、そういった観点から地域の協力も得ながら、私どもも何度か工夫をしてボランティアの力も得ながら、何とかやらないといけないなということは重々承知しておりますので、そのあたりも今後、皆さんと一緒に知恵もかりながら、協力もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ございませんか。11番 松川秀清議員。

○ **11番 松川秀清** 7ページです。2点伺います。

ふるさと歩道管理業務のふるさととはどこであるのか。

それと八重岳送水ポンプ購入費、これは説明書からしますと企画政策課になっていきますけれど

も、公営企業課ではなくて企画政策課である理由と、それを米軍施設へ送水しての使用料がもらえているものなのかどうかお伺いします。

○ **議長 石川博己** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 11番、松川議員にご説明いたします。

2点、ふるさと歩道と八重岳送水ポンプの件でご質疑です。7ページのふるさと歩道の場所がどこかという件ですけれども、山里にありますカルスト地域に県が整備した遊歩道と町が整備した遊歩道がございます。この11万8,000円というのは、県が町に対して委託する、県が整備した遊歩道に対しての委託料となっております。場所としては、カルスト地域の若地原のほう、今トイレがあるんですけれども、あそこを起点に兼増原のほうに抜ける道となっております。

2点目の八重岳送水ポンプの件ですけれども、公営企業課ではなくて企画政策課が見ている理由ですね、こちらのポンプですけれども、以前米軍が山頂に水を送っていた施設となっております。返還に伴って町に譲渡されたものですから、その経路で企画政策課がこのポンプの管理をしている経緯がございます。その使用料についてですけれども、現在、米軍のレーダー施設のほうに送水しております。月50万円、使用料として米軍のほうからいただいております。年間600万円ですね、それを維持管理であったり水質の管理であったり、またこういった形の修繕に使っている状況でございます。以上です。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 平成29年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第33号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 議案第33号 本部町教育委員会委員の選任同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字健堅1272番地、健堅団地103号。氏名、松本文。生年月日、

昭和40年12月12日。平成29年6月20日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、任期満了を迎えるにあたり、引き続き教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

あと、参考資料として、関連の資料を添付してありますのでご参照ください。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第33号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 本部町教育委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午後2時45分)